

杨木県公報

平 成 28 年 7月27日(水) 号 外 第 53 号

		次		
	規	則		
○とちぎ福祉プラザ設置及び管理条例の−	一部を改正すん	る条例の施行期日	日を定める規則の制定	1
○とちぎ福祉プラザ設置及び管理条例施行	庁規則の一部 は	改正		1

則

栃木県規則第五十三号

平成二十八年七月二十七日とちぎ福祉プラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

栃木県知事 福 田 富

とちぎ福祉プラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

規

日は、平成二十八年八月一日とする。とちぎ福祉プラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成二十八年栃木県条例第二十六号)の施行期

栃木県規則第五十四号

平成二十八年七月二十七日とちぎ福祉プラザ設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

栃木県知事 福 田 富 一

とちぎ福祉プラザ設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

正する。とちぎ福祉プラザ設置及び管理条例施行規則(平成十二年栃木県規則第百二十五号)の一部を次のように改

第三条第一号を次のように改める。

以外の日) ポーツセンターにあっては毎週月曜日(その日が休日に当たる場合は、その日後のその日に最も近い休日日」という。)(その日が日曜日又は土曜日に当たる場合を除く。)及び毎月の第一日曜日、障害者ス一 本館にあっては国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日(以下「休

第三条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

に次の一号を加える。設に限る。)」を加え、同条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次第四条中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同条第一号中「施設」の下に「(本館の施

二 条例別表に掲げる施設(本館の施設を除く。) 午前九時から午後九時まで

「個人で」を「本館の」に、「を利用する」を「を普通利用する」に改める。て利用する場合又は同項に規定するレクリエーション室等を継続して専用利用する」に改め、同条第二項中第七条第一項中「別表に掲げる施設を継続して利用する」を「別表備考第一項に規定する会議室等を継続し

別表第二中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2 (第15条関係)

1 本館の会議室等を利用する場合又は本館のレクリエーション室を専用利用する場合

区	分	30分当たりの時間外の利用料金の基準額(円)
午前9時前の時間帯を利用	する場合	条例別表の利用時間区分が午前9時から正午までの利 用料金の基準額に100分の25を乗じて得た額

正午から午後1時までの時間帯又は午後5時から午後6時までの時間帯を利用する場合	条例別表の利用時間区分が午後1時から午後5時までの利用料金の基準額に100分の15を乗じて得た額	
午後9時後の時間帯を利用する場合	条例別表の利用時間区分が午後6時から午後9時まで の利用料金の基準額に100分の25を乗じて得た額	

2 障害者スポーツセンターの会議室を利用する場合又は障害者スポーツセンターのアリーナ等を専用利用 する場合

区 分	30分当たりの時間外の利用料金の基準額(円)
午前9時前の時間帯を利用する場合	条例別表の利用時間区分が午前9時から正午までの利 用料金の基準額に100分の25を乗じて得た額
正午から午後1時までの時間帯を利用する場合	条例別表の利用時間区分が午後1時から午後5時まで の利用料金の基準額に100分の15を乗じて得た額
午後9時後の時間帯を利用する場合	条例別表の利用時間区分が午後7時から午後9時まで の利用料金の基準額に100分の25を乗じて得た額

別記様式第一号及び別記様式第二号を次のように改める。

						کے	ち	ぎゃ	畐 祉	プ	ラサ	" 利	用	許	可申	請	書	Æ:	п		п
ŧ	旨定管		者				† .	兼										年	月		日
											申請	者	住氏		所 名						
											(法人	(そ(の他		本には	あってに	は、主た 針の氏名	る事務所	斤の)
											(E地 <i>)</i> 担	とび 当	名称ī 者	正びに	こ代表者	が氏名			J
,	L O	1 .1.	20.1	<i>2</i> - 3	34 <u>5</u> 4.1 −	,°:	யூரு	al eer s	2- 1 J	-1\σ	~ th	主主	電記	話番	号						
					が福祉 フーーー	/ J -	ナ <i>い</i> か	刊用 ?	<u> </u>		· · · · · ·	间(/ エ 	9 。							
	事等																				
利	用		<u> </u>	的									7.						n33 r	- 1 \	<u> </u>
本	利	用	期	間			手	月	ŀ	(かり	<u>څ</u>		年	月	日(曜日	1)	ま
	利	用	時	間	口 正 年	fi 9 に こま	寺から で	ō		午後 午後	後1時 後5時	かります	٥ ت		一午? 午?	发 6 時 爰 9 時	寺から 寺まで				
					□研修	室	(第	1 • 第	第2	福祉	t (A	· I	3))		□ 4	特別会	会議室				
館	利	用	施	設	□会請□多目										· 4			問理実習:	室		
障 害	利	用	期	間			丰	月] (曜	目)	かり			年	月	日 (曜日])	ま
百者スポー	利	用	時	間	口午前	前9月 こま	ーー 侍かり で	5		—— 午後 午後	を 1時 を 5時	かります	0		午 午 午	多 5間 多 7間	 寺から 寺まで		午後 7 章 午後 9 章	寺か	らで
グセ					ロアリ						_										
センター	利	用	施	設	□サウ□観覧								2)								
附層	 禹設(備及	び器	具	□オー □ピラ									CD		ラー体 W)	本型液晶	ーータ	プロジュ	こク	タ
<i>i</i> ±:	m >	المر ح	tz.	¥/r					△ 600 ラ	~ 电伪	K T I J T	11-1									
	用う	7 正	. 有																		
用	住		г.	所						······································						***************************************					
責任者	職		氏 —— 番	名 号			()			T 1		A	X			()		
作 — 共	催		世 —— 者	名								1									
<u>六</u> 入	ľÆ.	場	=====	料料		:L			(T ±	易料等	<u> </u>			円)							
開	場		—— 诗	間		- 時				27-1 14	· 時			まで							
	——— 入		日	時		 月		日		—— 時		分類			—— 時		 分まて	7			
搬	<u>八</u> 出		H —— 日	時			. , ,	日				// // // // // // // // // // // // // 					グまで 分まで				
										-					-						
そ (特言	の 己 事	項	他)																	

別記様	式第	2 +	号()	第 5	条関係)		
						月	号日
						+ +	
			年	F	目 日付けで申請のあったとちぎ福祉プラザの利用を次のとおり許可し		=1
					指定管理者	E	I1
行	事等	· F	名	称			
利	用		目	的			
	利	用	期	間	年 月 日(曜日)から 年 月 日(曜日)	まで
本	利	用	時	間	□午前9時から □正午まで □午後1時から □午後5時まで □午後9時まで		
館	利	用	施	設	□研修室(第1・第2・福祉(A・B)) □特別会議室 □会議室(201・301・401・402・403) □多目的ホール □レクリエーション室 □和室 □調理実習室		
障害	利	用	期	間	年 月 日(曜日)から 年 月 日(曜日)	まで
- 害者スポー	利	用	時	間		後7時か後9時ま	
ツセンター	利	用	施	設	□アリーナ(全面・半面) □サウンドテーブルテニス室(1・2) □観覧室兼多目的室 □会議室		
附加	属設值	備及	び器	具	□オーバーヘッドプロジェクター □CCDカメラー体型液晶データプ □ピアノ □持込器具電源利用料 (W)	ロジェク	<i>1</i> ター
利	用)	料	金	円 支払期限 年	月	日
許	可	の	条	件			
利	用」	0)注	意	1 とちぎ福祉プラザ設置及び管理条例及びとちぎ福祉プラザ設置及び 規則に従うこと。 2 利用当日は、本許可書を受付の係員に提示すること。	管理条例	川施行

I I	